

一般廃棄物中間処理施設
整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託

仕 様 書

令和8年5月

鳥取県西部広域行政管理組合

目次

第1編 共通仕様書	2
第1章 総則	2
第2章 一般事項	3
第2編 業務内容	7
第1章 一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定業務	7
第2章 一般廃棄物中間処理施設PFI等導入可能性調査業務	11
第3章 一般廃棄物中間処理施設環境影響評価業務	13

第1編 共通仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が整備する一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設・マテリアルリサイクル推進施設）の建設事業に際し、これまでに策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和3年8月策定。以下「基本構想」という。）及び「一般廃棄物処理施設整備概要（令和6年3月策定。以下「施設整備概要」という。）を踏まえ、施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び環境影響評価業務（以下「本業務」という。）を実施するものである。

本業務で検討・整理する内容は、本業務の履行期間内に別途発注を予定する「測量」、「地質調査」、「敷地造成設計」、「一般廃棄物最終処分場整備基本計画・設計」などの各業務と密接に関連することから、十分な調整を図りながら実施するものとする。

なお、本業務のうち、施設整備基本計画策定業務の実施に当たっては、新たに設置予定の学識経験者等で構成し基本計画を検討する委員会（以下「検討委員会」という。）の意見を聴きながら業務を進めるものとする。

2 業務名及び業務場所

- (1) 業務名：鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託
- (2) 業務場所：鳥取県西部広域行政管理組合及び米子市内

3 業務期間

契約締結の日から令和12年3月25日まで

4 本業務に係る整備予定施設と建設候補地

- (1) 整備予定施設
 - ① エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「可燃ごみ処理施設」という。）
 - ② マテリアルリサイクル推進施設（以下「不燃ごみ処理施設」という。）
- (2) 建設候補地
米子市彦名町地内

5 業務内容

本業務の詳細は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定業務
- (2) 一般廃棄物中間処理施設PFI等導入可能性調査業務
- (3) 一般廃棄物中間処理施設環境影響評価業務

6 仕様書の適用

本仕様書は、本組合が発注する「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託」に適用する。受託者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務の目的を遂行するために必要と思われることについては、本組合と協議を行い、受託者の責任においてこれを行うものとする。

第2章 一般事項

1 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、政令、省令、条例、細則通知等を遵守しなければならない。

2 技術者の配置

(1) 受託者は、本業務の履行に際し、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任する。なお、管理技術者と担当技術者、及び各担当技術者は、(3)に掲げるそれぞれの技術者の要件を満たす場合に限り兼ねることができる（照査技術者の兼務は不可とする。）。

(2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任した場合は、速やかに組合に書面をもって通知するものとする。

(3) 技術者の要件等

① 管理技術者（本業務の統括責任者）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

本業務の業務内容に掲げる異なる2つ以上の業務について、平成28年度以降において、管理技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した一般廃棄物ごみ焼却施設の業務完了実績を有すること。ただし、必ず1つは、一般廃棄物ごみ焼却施設基本計画（新設のもの・100t/日以上）の業務完了実績であること。

② 照査技術者

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

本業務の業務内容に掲げる異なる2つ以上の業務について、平成28年度以降において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（新設のもの・規模不問）の業務完了実績を有すること。

③ 担当技術者（一般廃棄物中間処理施設整備基本計画担当）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成28年度以降において、管理技術者又は担当技術者として地方公共団体が発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（新設のもの・100t/日以上）の整備基本計画の業務完了実績を有すること。

④ 担当技術者（一般廃棄物中間処理施設PFI等導入可能性調査担当）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成28年度以降において、管理技術者又は担当技術者として地方公共団体が発注した

一般廃棄物ごみ焼却施設（新設のもの・規模不問）の PFI 等導入可能性調査の業務完了実績を有すること。

⑤ 担当技術者（一般廃棄物中間処理施設環境影響評価担当）

ア 資格

技術士（総合技術監理部門－環境－環境影響評価）、技術士（総合技術監理部門－建設－建設環境）、技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）、技術士（環境部門－環境影響評価）、技術士（建設部門－建設環境）、技術士（衛生工学部門－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成 28 年度以降において、管理技術者又は担当技術者として地方公共団体が発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（新設のもの・規模不問）の環境影響評価の業務完了実績を有すること。

※環境影響評価の業務完了実績は、配慮書、方法書、準備書又は評価書（以下「配慮書等」という。）のうち、1つ以上の実績を有すること。

※現在、業務委託契約が完了していない場合であっても、令和 7 年度末までに配慮書等のうちいずれかの業務が完了している場合は、その業務を業務完了実績とみなす。

3 打合せ等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者と本組合は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 各業務の着手時及び各業務の区切りにおいて、受託者と本組合は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに組合と協議するものとする。

4 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、各業務の実施に当たっては、本組合が行う関係官公庁等への手続の際に協力（同席・資料作成など）しなければならない。また受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を本組合に報告し協議するものとする。

5 地元関係者との交渉等

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は、原則として本組合が行うものとし、本組合の指示がある場合は、受託者はこれに協力（説明会への出席・資料作成など）するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、本組合の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受託者は、契約図書の定め、あるいは本組合の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、本組合に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施中に本組合が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、契約図書の定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明

資料の作成を行うものとする。

- (5) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
- (6) なお、変更に要する期間及び経費は、本組合と協議のうえ定めるものとする。

6 土地への立入り等

- (1) 受託者は、現況調査等、屋外で行う業務を実施するため、公有地又は私有地に立ち入る場合は、本組合及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに組合に報告し、指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ本組合に報告するものとし、報告を受けた本組合は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- (3) 第三者の土地への立入りについては、当該土地の所有者及び占有者の許可は本組合が得るものとするが、本組合の指示がある場合、受託者はこれに協力しなければならない。
- (4) 受託者は、前項の場合において経費が生じた場合は、その負担方法について本組合と協議により定めるものとする。

7 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在本組合が所有しているもので参考となる資料については、これを貸与する。受託者は、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本組合に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

8 秘密の保持

受託者は、本業務について、中立性を厳守し、第三者に情報を漏らしてはならない。

9 疑義

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、指示を受けて業務を遂行するものとする。

10 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了（年度毎の完了を含む。）に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者選任通知書
- (3) 照査技術者選任通知書
- (4) 担当技術者選任通知書
- (5) 業務計画書
- (6) 業務工程表
- (7) 中間報告書
- (8) 完了届
- (9) 請求書

11 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後に業務計画書を作成し、本組合に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、本組合が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
 - ① 業務概要
 - ② 業務工程
 - ③ 業務実施体制
 - ④ 打合せ計画
 - ⑤ 成果品の内容、部数
 - ⑥ 連絡体制（緊急時含む）
 - ⑦ その他本組合の指示する事項

1 2 成果品の検査と納品

受託者は、業務の完了に際し、本組合による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。ただし、成果品の内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正のうえ、納品するものとする。

1 3 成果品の納入

成果品の種類及び部数は、「第2編 業務内容」の各章に示すとおりとする。

1 4 支払方法

本業務は複数年にわたるため、最終年度を除く各年度においては、契約書に定める各予定事業の既済部分を示す書類等及び中間報告書を提出のうえ、既済部分の額（契約書に定める予定事業の額を限度とする。）に相当する金額の10分の9を超えない範囲において部分払を請求すること。また、最終年度の支払は、契約金額から部分払済みの額を差し引いた額を請求するものとする。

1 5 留意事項

受託者は、必要があるときは、関係機関との協議又は手続等について資料を作成し、適切に対応するものとする。特に本事業は環境省所管の循環型社会形成推進交付金事業として実施するものであるため、交付金事業を進めるうえで必要な資料の作成及び会計検査の対応についても本組合に協力すること。

また、受託者が関係機関と直接協議等を必要とするとき、又は協議を求められた場合は、速やかに本組合へ連絡するとともに、誠意をもってこれに当たり、その内容に対する議事録を作成し遅滞なく本組合に提出しなければならない。

第2編 業務内容

第1章 一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定業務

1 業務の目的

本組合が計画する中間処理施設（可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設）について、以下に掲げる事項を調査・検討・整理し、一般廃棄物中間処理施設整備基本計画として取りまとめる。

2 基本事項の整理

(1) ごみ処理体制の現状把握・整理

近年の本組合の構成市町村のごみ処理の状況、各ごみ処理施設の処理状況について把握・整理し、新施設の整備に向けた背景及び施設整備の必要性や目的を設定する。

・ごみ処理対象人口、ごみ排出量の推移、処理フローなど

(2) 施設整備基本方針

本組合における中間処理施設の整備の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

3 基本条件の設定

(1) 建設場所・敷地面積

建設場所の位置、敷地の範囲、面積について明記する。

(2) 敷地条件

① 地理的条件

敷地形状、周辺状況、計画地盤高、電波伝搬路、高度規制、地質、ハザードマップの指定状況等について整理する。

② 法規制条件

ごみ処理施設の建設に際して遵守すべき各種関係法令、技術基準、規格等を検討する。

③ 都市計画事項

用途地域、建ぺい率、容積率、その他指定地域等について調査する。

④ 敷地周辺設備

敷地周辺設備について、その取り合い、引き込み位置、放流位置等について調査する。

(3) 処理対象物・受入対象物

新施設の処理対象物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック類とする。以下同じ。）及び受入対象物（有害ごみ・小型家電とする。以下同じ。）について、処理・受入フローの整理を行う。また、不燃ごみ処理施設から排出される可燃残渣や不燃残渣、公共下水道施設やし尿処理施設から排出されるし渣は焼却処理する計画としているため、処理対象物全般について整理する。

(4) 計画ごみ量の設定

最新のごみ処理実績や将来推計人口、本組合の構成市町村の一般廃棄物処理計画等を参考に設定する。

(5) 計画ごみ質の設定

現状からごみ分別区分が変更するため、既存データの変動を十分踏まえ、適切な方法により設定する。

(6) 施設規模の設定

環境省の「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」を踏ま

え、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設の施設規模、炉数等を設定する。なお、災害廃棄物処理量を見込む場合の施設規模については、処理対象物の将来的な減量を踏まえた検討を行うものとする。

(7) 搬入出条件

① ごみ搬入条件

処理対象物・受入対象物の搬入量、搬入方法、搬入頻度、搬入経路、使用車両の形式及び台数、搬入時間帯別の車両台数等について調査する。

② 搬出車両条件

焼却灰、資源物等の搬出等、搬出形態について検討する。

③ その他車両条件

各種薬品や用役等の搬入等、各種車両の搬入形態について検討する。

4 可燃ごみ処理施設の処理方式の選定

本組合では、施設整備概要において、焼却方式を「①ストーカ式焼却炉」と「②ストーカ式焼却炉＋バイオガス化施設」の2方式に絞り込んだが、現状における導入事例や技術革新等を踏まえ、改めて比較検討すべき方式を抽出し、多角的な比較検討を行ったうえで、最も有効な処理方式を選定する。なお、処理方式の審議時期は、本業務内で並行して実施する環境影響評価（県条例）の進捗を十分に踏まえること。

5 公害防止目標値の検討

建設候補地の地域における大気・水質関係及び騒音・振動・悪臭関係等の公害防止規制の適用状況並びに周辺環境の現状を踏まえ、達成することが必要な公害防止計画値を設定する。

6 余熱利用計画

ごみ処理に伴い発生するエネルギーを積極的に有効活用するため、発電方式及び場内外での熱利用方法について検討する。

7 災害対策

建設候補地の土地の状況やハザードマップの指定状況を踏まえ、浸水、地震・液状化や、施設の稼働に起因する火災等の災害への対策について検討する。

8 残渣処理計画

処理過程の各段階において発生する焼却灰、飛灰、焼却処理できない不燃残渣等については、本組合が別途整備する最終処分場において埋め立てることを前提として計画する。また、資源循環を想定したリサイクル方法やその課題等についても整理する。

9 付帯機能の検討

下記の事項について、先進事例を踏まえたうえで、それぞれの検討を行う。

(1) 環境学習機能

様々な来場目的（社会科見学・一般見学・視察等）に対応できるよう、目的別に求められる体験、展示等の学習内容を整理し、必要な設備や機能を検討する。

(2) リデュース・リユースの促進に関する機能

不燃ごみや粗大ごみからの再生利用が可能な家具等の再生利用の取組として、施設での再生・引渡し・貸出等の対応のほか、民間の活用など多角的に検討する。

(3) 防災・避難所機能

本施設は一部事務組合設置（市町村ではない）の施設であることを踏まえたうえで、施設が併せ持つことが適当な災害時の防災機能、避難所としての機能を整理するとともに、圏域、地域における防災施設としての活用方法について検討する。

(4) 地域貢献施設の検討

地域交流スペース、展望施設、屋内外レクリエーション施設等、中間処理施設やその敷地を利用した地域・圏域住民や施設周辺の来訪者等が集う施設について検討する。

1 0 排水処理計画

施設から排出される生活排水、プラント排水、雨水等の排水方法について、周辺環境やインフラの整備状況を踏まえ検討する。

1 1 全体施設配置計画

建設候補地における各種規制や条件等を踏まえ、施設配置を検討する。検討に際しては、動線や日影、騒音・振動等の影響を十分に考慮すること。なお、検討の時期については、本業務内で並行して実施する環境影響評価（県条例）の進捗を十分に踏まえること。

1 2 動線計画

施設内の安全性・効率性に十分配慮するとともに、待機車両が敷地外に出ないように計画すること。また、一般搬入車両の事故防止や利便性の向上を図るため、専用荷下ろし場所の設置について検討すること。

1 3 プラント計画

ごみ処理方式の検討内容や搬入される処理対象物を踏まえ、可燃ごみ処理施設（動物死体保管設備を含む）及び不燃ごみ処理施設の処理フロー、必要なプラント設備（電気・計装設備を含む）について検討する。また、受入対象物の保管場所についても検討する。

1 4 土木・建築計画

工場棟、管理棟、付属棟及び外構設備等について、主要構造等を設定するとともに、外観や意匠、見学者への配慮も含めた検討を行う。

モデル図として平面図・立面図・パース図を作成する。モデル図には、主要機器の配置も記載するものとする。

なお、別途発注する敷地造成設計の内容を十分に踏まえること。

1 5 進入路工事、敷地造成工事及び施設建設工事の発注形態の検討

施設整備に当たっては、建設候補地が主要道路から離れているため、進入路の設置が必須となる。また、建設候補地は軟弱地盤であることから、敷地造成工事の実施に当たっては、地盤改良等適切な対策工事を実施する必要があると考えられる。

これらの工事について、分離発注及び一括発注におけるコストや作業効率、工程、工期等のメリット・デメリットについて検証する。

1 6 施工計画

工事中の公害防止について、施工場所における法的要求事項を整理し、これに対する対策を検討する。また、工事期間に無理のない標準的な工程、仮設等を計画する。なお、現地工事の実施に当たっては、敷地造成工事及び進入路工事（いずれも環境影響評価の対象事業と想定）を十分踏まえる必要があることに留意すること。

1 7 運転管理計画

新施設の運転体制、維持管理体制、安全衛生体制等について検討し、運営管理計画を作成する。

1 8 財源計画

計画支援事業、施設の建設及び運営維持管理に必要な概算事業費、財源の内訳、各年度の執行予定額等を検討する。

1 9 事業スケジュール

事業発注（各計画支援事業期間、許認可期間、発注手続等）、施設整備、試運転、竣工引渡し及び運営維持管理までの全体工程を設定する。

2 0 検討委員会の開催支援

本基本計画の策定に当たっては、検討委員会の意見を聴きながら進めるものとする。受託者は、これまでの知見を活かし、審議すべき事項の選定、会議開催のタイミングと案件の整理、必要な会議資料の作成、検討委員会への出席（必要に応じ説明・回答）を行う。なお、会議録は本組合において作成する。

検討委員会は、本基本計画を策定する期間中、7回程度（うち最終回は、次項のパブリック・コメント終了後とする。）の開催を予定する。

2 1 パブリック・コメント支援

本基本計画の素案の策定後、パブリック・コメントを実施する。パブリック・コメント用資料の作成、意見に対する回答案の作成及び必要に応じた基本計画案の修正を行うこと。

2 2 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 施設整備基本計画 本編・資料編 | 30 部 |
| (2) 施設整備基本計画 概要版 | 40 部 |
| (3) その他必要な資料・図面・パース図等 | 1 式 |

第2章 一般廃棄物中間処理施設PFI等導入可能性調査業務

1 業務の目的

本組合が計画する可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設の整備及び管理運営に関し、事業範囲、事業期間、事業形態、市場調査等を踏まえ、当該事業をPFI等事業として実施する場合の事業方式の可能性の評価について、技術的支援等を行う。

2 公共事業方式の整理

公共事業の事業方式ごと（公設公営方式、公設民営方式、PFI方式）に概要、公共及び民間の責任・リスク、資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共及び民間の役割、一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例等について整理し、各事業方式の特徴を明らかにする。

3 施設整備運営事業における事業方式の評価

(1) 事業範囲の検討

当該事業の事業範囲の検討を行う。

(2) 事業で想定される事業方式の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出すると同時に、公共及び民間の役割分担のあり方について検討する。

(3) 法的課題の整理

廃棄物処理法、地方自治法等の現行の法制度を踏まえ、本事業をPFI等手法により実施した場合の課題を整理する。

(4) 支援措置の検討

公的な補助（交付金）、税制上の支援や土地の無償貸与、金融上の支援措置等、民間事業者の応募意欲を高め、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。

(5) リスク分析及び官民の役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクの所在を明確化（特定）し、リスク分析及び官民の役割分担を検討する。

4 各事業方式における前提条件の設定

前項で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

5 事業化シミュレーション（VFMの評価）

(1) 財務シミュレーション

前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出、及び資金の内訳（国庫補助、起債、自主源等）を明らかにする。

(2) VFMの評価

上記までの検討結果を踏まえ、各事業方式で期待されるVFM（事業のライフサイクルにおける費用と効果の最適な組合せ）による財政支出の削減効果を算出する。

6 民間事業者の参加意向等の把握（市場調査）

本事業の事業概要書を提示し、アンケートにより、民間事業者の参加意向等を把握する。

7 事業方式の評価

各事業方式を総合的に評価し、本事業の適切な事業方式の抽出を行う。

8 事業実施に当たっての課題整理

前項で抽出した事業方式により、事業を実施する場合のスケジュール(案)及び課題等について整理する。

9 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) P F I 等導入可能性調査報告書 | 30 部 |
| (2) P F I 等導入可能性調査報告書 概要版 | 40 部 |
| (3) その他必要な資料 | 1 式 |

第3章 一般廃棄物中間処理施設環境影響評価業務

1 業務の目的

本業務は、本組合の一般廃棄物中間処理施設整備事業（敷地造成工事及び進入路工事を含む。以下「対象事業」という。）の実施に当たり、対象事業が環境に与える影響を未然に防止することを目的に実施するものである。

2 業務の実施方法

本業務は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）及び同施行規則（平成11年6月鳥取県規則第37号。以下「施行規則」という。）、同技術指針（平成25年3月鳥取県告示第253号。以下「技術指針」という。）に準拠して実施すること。

3 配慮書手続

(1) 業務内容

配慮書の手続は、以下の内容によるものとする。

区分	内容
①配慮書の作成	<p>条例第4条の3に定める計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及び条例第4条の4に定める配慮書要約書を作成する。作成に当たっては、条例第4条の2に基づき当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）及び環境の保全のために配慮すべき事項について検討すること。配慮書の記載事項は、条例、施行規則及び技術指針に規定される内容を網羅すること。</p> <p>作業内容は、おおむね以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉞ 複数案の設定 ㉟ 事業特性及び地域特性の把握 ㊱ 事業実施想定区域の検討 ㊲ 環境影響評価項目の選定 ㊳ 調査、予測及び評価の手法の検討・選定 ㊴ 配慮書及び配慮書要約書の作成 <p>また、関係官公庁との事前協議、鳥取県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）等からの意見を受けた計画段階環境配慮書及び配慮書要約書の補正に対応のこと。</p>
②事前協議支援	<p>作成した配慮書及び配慮書要約書について、本組合が関係官公庁と事前協議を行う際、本組合の補佐を目的とする同席・打合せ（3回程度）及び必要な資料作成を行う。</p>
③意見の概要とりまとめ	<p>条例第4条の6に定める意見書の内容をとりまとめ、条例第4条の7に定める意見概要及び事業者の見解を記載した書類を作成する。</p>
④審査会対応支援	<p>条例第4条の8第3項に定める、本組合による審査会対応の際に、本組合の補佐を目的とする同席・打合せ（3回程度）及び必要な資料作成を行う。</p>

(2) 成果品

受託者は、業務に係る成果品として、以下のものを提出しなければならない。

成果品	提出部数	使用目的
配慮書（案）（A4簡易製本）	30部	鳥取県・審査会事前協議、内部協議等
配慮書（A4印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第3条の2第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）

配慮書要約書（A4印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第3条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）
配慮書についての意見の概要	3部	本組合事務局3

(注) 各成果品については、日本工業規格A4版とし、CD-ROMに記録したものを添付すること。

4 方法書手続

(1) 業務内容

方法書の手続は、以下の内容によるものとする。

区分	内容
①方法書の作成	<p>条例第5条に定める方法書及び条例第6条に定める方法書要約書を作成する。記載事項は、条例、施行規則及び技術指針に定めるものによるほか、配慮書の内容や配慮書に対する意見等を勘案し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法等について検討する。</p> <p>作業内容は、おおむね以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 事業特性及び地域特性の把握 ㊧ 環境影響評価項目の選定 ㊨ 調査、予測及び評価手法の選定 ㊩ 方法書及び方法書要約書の作成 <p>また、関係官公庁との事前協議、審査会等からの意見を受けた方法書及び方法書要約書の補正に対応のこと。</p>
②事前協議支援	<p>作成した方法書及び方法書要約書について、本組合が関係官公庁と事前協議を行う際、本組合の補佐を目的とする同席・打合せ（3回程度）及び必要な資料作成を行う。</p>
③説明会の開催に係る支援	<p>条例第7条の2に定める、方法書説明会開催に必要となる資料を作成する（2回程度）。また、説明会開催時に本組合の技術的補佐を目的として立ち会うこと（2か所×1回程度）。</p>
④意見の概要とりまとめ	<p>条例第8条に定める意見書の内容をとりまとめ、条例第9条に定める意見概要を記載した書類を作成する。</p>
⑤審査会対応支援	<p>条例第10条第3項に定める審査会へ向けた本組合の対応について、本組合の補佐を目的とした同席・打合せ（3回程度）及び必要となる資料作成を行う。</p>
⑥調査実施概要パンフレットの立案	<p>現地調査の着手に向け、地元住民への現地調査内容等の周知を目的とする調査実施概要パンフレット（A4-4頁程度カラー印刷）を作成する。</p>

(2) 成果品

受託者は、業務に係る成果品として、以下のものを提出しなければならない。

成果品	提出部数	使用目的
方法書（案）（簡易製本）	30部	鳥取県・審査会事前協議、内部協議等
方法書（印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第4条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）

方法書要約書（印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第4条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）
方法書についての意見の概要（簡易製本）	3部	本組合事務局3
調査実施概要（パンフレット、4頁程度）	200部	関係者周知説明200（地元住民等）

(注) 各成果品については、日本工業規格A4版とし、CD-ROMに記録したものを添付すること。

5 準備書手続

(1) 業務内容

準備書の手続は、以下の内容によるものとする。

区分	内容
①環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価手法の選定	配慮書及び方法書についての知事等の意見書内容等を勘案し、技術指針の定めるところにより実施する。 (別紙、環境影響評価の項目を参照)
②現地調査	別紙に示す環境影響評価の項目を参考に、現地調査を実施する。
③予測及び評価	予測及び評価の手法を選定し、予測及び評価を行う。
④環境保全措置の検討	予測の結果に基づく、環境の保全のための措置を検討する。
⑤準備書の作成	条例第13条に定める準備書及び条例第14条に定める準備書要約書を作成する。記載事項は、条例、施行規則及び技術指針に定めるものによるほか、方法書の内容や方法書に対する意見を勘案すること。
⑥事前協議支援	作成した準備書案について、本組合が関係官公庁と事前協議を行う際、本組合の補佐を目的とした同席・打合せ(4回程度)及び必要な資料を作成する。
⑦説明会の開催に係る支援	条例第16条に定める準備書説明会の開催に必要となる資料を作成する(2回程度)。また、説明会開催時に本組合の技術的補佐を目的として立ち会うこと(2か所×1回程度)。
⑧意見の概要及び見解のとりまとめ	条例第17条に定める意見書の内容をとりまとめ、条例第18条に定める意見概要及び事業者の見解を記載した書類を作成する。
⑨審査会対応支援	条例第19条第3項に定める審査会へ向けた本組合の対応について、本組合の補佐を目的とした同席・打合せ(3回程度)及び必要となる資料作成を行う。
⑩環境影響調査結果概要パンフレットの立案	説明会の開催に伴い、準備書の内容をとりまとめた地元住民向けのパンフレット(A4-8頁程度カラー印刷)を作成する。

(2) 業務に当たっての留意事項

業務の実施に当たっては、「技術指針」、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」、「ごみ処理施設環境アセスメントマニュアル(昭和61年(社)全国都市清掃会議)」等を参考にすること。

また、準備書は、廃棄物処理法第8条第3項及び同法施行規則第3条の2に規定された生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類として必要な記載事項を満たすものとする。

(3) 成果品

受託者は、業務に係る成果品として、以下のものを提出しなければならない。

成果品	提出部数	使用目的
現地調査結果報告書（簡易製本）	1部	令和〇年度中間成果、現地写真及び計量証明書含む
現地調査結果報告書（簡易製本）	1部	令和〇年度成果、現地写真及び計量証明書含む
準備書（案）（簡易製本）	30部	鳥取県・審査会事前協議、内部協議等
準備書（印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第10条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）
準備書（要約書）（印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第10条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）
準備書についての意見の概要及び事業者の見解（簡易製本）	3部	本組合事務局3
環境影響調査結果概要（パンフレット、8頁程度）	200部	関係者周知説明200（地元住民等）

(注) 各成果品については、日本工業規格A4版とし、CD-ROMに記録したものを添付すること。

6 評価書手続

(1) 業務内容

評価書の手続は、以下の内容によるものとする。

区分	内容
①評価書の作成	条例第20条に定める評価書及び条例第21条に定める評価書要約書を作成する。評価書の記載事項は、条例第20条第2項第2号又は同項第3号等を勘案すること。
②事前協議支援	作成した評価書について、本組合が関係官公庁と事前協議を行う際、本組合の補佐を目的とした同席・打合せ（3回程度）及び必要な資料作成を行う。
③評価書（概要）の立案	評価書の内容をとりまとめたパンフレット（A4-8頁程度カラー印刷）を作成する。
④事後調査計画書の作成	条例第32条に定める事後調査計画書を作成する。

(3) 成果品

受託者は、業務に係る成果品として、以下のものを提出しなければならない。

成果品	提出部数	使用目的
評価書（案）（簡易製本）	30部	鳥取県・審査会事前協議、内部協議等
評価書（印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第21条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）
評価書（要約書）（印刷製本）	100部	鳥取県送付50及び関係市町送付5（施行規則第21条第2項関係）、本組合事務局45（県追補要請、本組合議会等）
事後調査計画書（簡易製本）	5部	本組合事務局5

（注）各成果品については、日本工業規格A4版とし、CD-ROMに記録したものを添付すること。

7 都市計画決定手続に係る支援

環境影響評価手続と併せて都市計画決定権者が行う都市計画決定手続について、資料作成、打合せ協議、説明会対応、都市計画審議会対応等の支援を行う。支援に当たっては、関係市の都市計画関係部署と調整のうえ行うものとする。

別紙 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目及び調査方法は、条例に基づき定められた技術指針を踏まえ、次のとおりとする。

1 影響要因の抽出

事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因（影響要因）の区分を表1のとおり抽出した。

表1 影響要因の抽出

影 響 要 因 の 区 分	
工事の実施	造成工事
	建設機械の稼働
	工事用車両の走行
施設の存在・供用	施設の存在
	施設の稼働
	廃棄物運搬車両等の走行

2 環境影響評価項目の選定

抽出した影響要因及び技術指針に示される環境要素を勘案して、現況調査・予測・評価を行う必要があると考えられる項目（環境影響評価項目）は表2のとおりとする。また、現地評価項目・地点は表3のとおりとする。

表2 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分			工事の実施			施設の存在・供用		
			造成工事	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化硫黄					●			
			二酸化窒素			●		●	●		
			浮遊粒子状物質			●		●	●		
			塩化水素					●			
			水銀及びその化合物					●			
			ダイオキシン類					●			
			降下ばいじん	●							
	騒音及び低周波音	騒音		●	●		●	●			
		低周波音					●				
	振動	振動		●	●		●	●			
	悪臭	悪臭					●				
	水環境	水質	水の濁り	●							
			水の汚れ					●			
		底質	有害物質					●			
		地下水	水質				●	●			
	水位・流向・流速					●					
	他境土壌環境	地形・地質	重要な地形・地質	●			●				
		土壌	有害物質					●			
		日照阻害	日照阻害				●				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	重要な種・群落	●								
	動物	重要な種・注目すべき生息地	●	●			●				
	水生生物	重要な種・注目すべき生息地	●				●				
	生態系	地域を特徴づける生態系	●			●					
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●					
	触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			●			●			
環境への負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	●								
		焼却残渣					●				
	温室効果ガス等	二酸化炭素					●				

●：技術指針の別表等を参考とし、標準的な例として選定したもの。（環境要素の区分と影響要因の区分との関連性については、業務の進捗状況、地域住民からの意見内容及び審査会における審議の状況等を総合的に勘案の上、委託者の責任において適切に整理・検討を行うこと。）

表3 現地調査項目・地点

項目		調査項目	調査地点	調査期間	
大気質	一般環境大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及びその化合物、ダイオキシン類	事業計画地付近1地点、事業計画地周辺4地点	4季×7日間	
		降下ばいじん	事業計画地付近1地点	4季×1月間	
	沿道環境大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	搬出入道路沿道3地点	4季×7日間	
	地上気象	風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	事業計画地付近1地点	通年観測（365日間）	
	上層気象	風向・風速、気温、気圧	事業計画地付近1地点	4季×7日間	
騒音及び低周波音	環境騒音	環境騒音、施設稼働騒音	事業計画地敷地境界4地点、直近住宅1地点、直近住宅群1地点	2回（平日・休日）	
	道路交通騒音	道路交通騒音、走行速度、道路構造	搬出入道路沿道3地点	2回（平日・休日）	
	交通量	交通量（大型、小型、二輪）	搬出入道路沿道3地点	2回（平日・休日）	
	低周波音	施設稼働低周波音	直近住宅1地点、直近住宅群1地点	2回（平日・休日）	
振動	環境振動	環境振動、施設稼働振動	事業計画地敷地境界4地点、直近住宅1地点、直近住宅群1地点	2回（平日・休日）	
	道路交通振動	道路交通振動、地盤卓越振動数	搬出入道路沿道3地点	2回（平日・休日）	
悪臭		特定悪臭物質項目※1、臭気指数、風向風速、気温・湿度	事業計画地敷地境界4地点、事業計画地周辺4地点	4季×1回	
水質	生活環境項目等	生活環境項目等 ※2	事業計画地付近3地点	4季×1回	
	健康項目	健康項目等 ※3			
	底質	一般項目等 ※4	事業計画地付近のため池2地点	1回	
	濁水	浮遊物質、流量	隣接河川1地点	降雨時 年1回	
	地下水		一般項目 ※5	事業計画地1地点、事業計画地付近1地点	4季×1回
			地下水環境基準項目等 ※6		1回
地下水位			通年観測（365日間）		
流向・流速			4季×1回		
土壌		土壌環境基準項目等※7	事業計画地1地点、事業計画地周辺4地点（ダイオキシン類のみ）	1回	
日照障害		日影の状況、土地利用状況	事業計画地付近	1回	
地形・地質		地形及び地質の状況、土地利用状況	事業計画地周辺	—	
植物		植物相、植物群落、重要な種及び生育環境等	対象事業実施区域及び周辺200m	年4回	
動物		爬虫類	対象事業実施区域及び周辺500m（鳥類は1500m）	年2回	
		哺乳類、両生類、昆虫類、水生生物（魚類、底生動物）		年4回	
		猛禽類		年5回	
		鳥類（猛禽類を除く）		年6回	
景観		景観資源、主要な眺望点、眺望景観	事業計画地周辺	年2回	
人と自然との触れ合いの場		触れ合いの場の資源状況、利用状況	事業計画地周辺	年4回	
廃棄物等		建設工事に伴う廃棄物量、施設供用に伴う廃棄物量	事業計画地	—	
温室効果ガス		施設供用に伴う温室効果ガス量	事業計画地	—	

※1 悪臭—特定悪臭物質項目

硫化水素、硫化メチル、メチルメルカプタン、二硫化メチル、アンモニア、スチレン、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、アセトアルデヒド、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

※2 水質—生活環境項目等

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数、濁度、全窒素、全リン、全亜鉛、ノルマルヘキササン抽出物質、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

※3 水質—健康項目等（水質環境基準項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキササン、ダイオキシン類

※4 水質—底質—一般項目等

アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、亜鉛、有機リン、銅、全窒素、全窒素、全リン、硫化物、化学的酸素要求量、強熱減量、ダイオキシン類

※5 水質—地下水—一般項目

電気伝導度、塩素イオン

※6 水質—地下水—地下水環境基準項目等

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキササン、ダイオキシン類

※7 土壌—土壌環境基準項目等

カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキササン、ダイオキシン類